

## 盛土規制法の運用に係る説明会 質問と回答（東青地区）

No	資料該当頁	質問	回答
<b>1 盛土規制法の概要</b>			
1-1	説明資料 P.9	許可担当課について、申請工事範囲にて林地開発許可の有無が混在する場合、技術審査担当課については「有」側の担当課になるのか。	林地開発許可の有無等により、都市計画課にて担当課へ割り振らせていただきますので、まずは事前相談フォームにて相談していただければと思います。
1-2	説明資料 P.11	事前相談フォームは「青森市」および「八戸市」も設ける予定はあるか。	青森市および八戸市ともに事前相談フォームを設けていないため、事前相談については窓口および電話にて対応することです。
<b>2 許可・届出を要する工事</b>			
2-1	—	工事規模が盛土規制法申請対象規模であって、工事中のみの盛土（工事完了後原状回復：工事用道路等を想定）をする場合について、工事中のみ行う盛土は規制対象になりうるか。	本工事自体が盛土規制法申請対象であるという前提で、工事現場内で発生したものを現場内にとどめておき、最終的になくなるというものであれば対象にはなりません。 しかし、現場(内)から離れた箇所に盛土をする場合には規制対象となる可能性もあるため、個別相談にて確認していただければと思います。
2-2	説明資料 P.30	森林管理署にて管理している林道を使用させてもらっているのだが、大雨等にて崩れた路肩等を林道を使用している民間業者が補修する場合は規制対象外となるのか。	個別的な質問に該当しますので、事前相談フォームよりご相談願います。
2-3	説明資料 P.35	床掘・埋戻しについては許可不要とあるが、「原状復旧を行う工事」であれば許可不要ということでしょうか。	基本的に説明資料 P.35の図に示したようなものであれば許可不要という認識で構いません。 埋戻し以上に盛土等を行うのであれば、個別にご相談いただければと思います。
2-4	説明資料 P.56	既着手届出対象工事については、技術的基準への適合は求められるのか。	既着手工事にかかわらず届出工事については技術的基準への適合は求めません。
<b>3 許可申請・届出の手続き</b>			
3-1	許可申請の手引き P.43	事業者が運営するストックヤードについて、ヤードの中に法定外公共物（水路等）がある場合、土地所有者等の同意は、役場の同意を得れば問題ないか。	市町村管理のものであれば、市町村の同意があれば問題ありません。
3-2	説明資料 P.44	土地所有者の同意について、「ガイドライン」にて印鑑証明が必要とあるが、工事主が「使用収益権」を設定している場合も印鑑証明書が必要か。	工事主が「使用収益権」を設定していても所有者が別であれば「土地所有者の同意書」および「印鑑証明書」も必要となります。
3-3	説明資料 P.44	土地所有者の同意だけでなく、「周辺住民の同意書」も必要なのか。	周辺住民からの同意は不要です。
3-4	様式集 P.118	土地の所在地及び地番を記入する欄にて、「地番」がついてない箇所は「～地先」といった表現でもよいのか。（後日回答としていたもの）	「～地先」表現としていただいて問題ありません。
3-5	説明資料 P.45	周辺住民への周知の範囲について、周知範囲に対象の自治体（住民）が存在しない場合、周知は不要なるのか。	ご認識のとおり、周知不要となります。
3-6	説明資料 P.47～P.48	許可申請において、図面等の「設計者の資格」の資格を有するような書類もあるが、どこまでが行政書士の裁量か、県の見解を伺いたい。	許可申請手続きにおける、行政書士の裁量については県で特に定めるものではありません。
3-7	説明資料 P.57	既着手工事の届出にて、提出書類が届出書だけのようだが、事前相談時に図面等は必要か。	こちらで事業概要を把握させていただくため、既存の図面等を確認させていただくことがあります。 なお、盛土等の規模によっては追加で図面等が必要となります。 また、計画変更時に許可等が必要となる可能性もあることに留意してください。
3-8	手引き(制度編) P.57	既着手工事の届出時に、「必要に応じてその他図書を求める」と記載されているが、「その他図書」について具体的に想定しているものはあるか。	具体的に想定しているものはありませんが、個別事案にて例示した書類で確認できない場合を想定して記載しております。
<b>4 定期報告・各種検査</b>			
4-1	説明資料 P.64	定期報告対象案件は、許可対象案件のみでよいのか。	許可対象案件（協議及びみなし許可案件を含む）かつ一定規模以上であり、期間が3ヶ月を超える工事にて必要となります。

## 盛土規制法の運用に係る説明会 質問と回答（中南地区）

No	資料該当頁	質問	回答
<b>2 許可・届出を要する工事</b>			
2-1	説明資料 P.14	事業者が営む残土処分場に土石を搬出する場合は、残土処分場運営事業者が申請を行うと認識してよいか。	ご認識のとおりです。 ただし、土石搬入の前に搬入先の処分場が盛土規制法の許可・届出を提出しているか確認する必要があります。

## 盛土規制法の運用に係る説明会 質問と回答（上北地区）

No	資料該当頁	質問	回答
<b>2 許可・届出を要する工事</b>			
—	—	学校の敷地内にある古い盛土（例えばスキー山）など、規制開始前に盛られている既存の盛土は、盛土規制法において違法な「既存不適格盛土」として扱われるのか。	法律施行前から存在する既存の盛土が、現在の基準に適合していないからといって直ちに違法となるわけではありませんが、現在進めている既存盛土等調査にて必要と判断された場合は、指導を行う可能性があります。
2-2	説明資料 P.15	隣地が既に1メートル下がっている場合、自身の敷地に少し土を足しただけでも隣地から見れば1メートル以上の崖となるが、この場合の崖の考え方はどうなるか。自身の敷地内での高さで判断するのか、下がっている隣地からの高さで測るのか。	高さの最下端の判断基準は「盛土を行うときの原地盤がどこか」によります。説明資料P.15にあるように「盛土・切土の高さ」とは敷地間の高低差ではなく、行う盛土等の「最下端から最上端の標高差」となります。
2-2 (参考)	説明資料 P.17	原地盤から30cmが許可等対象面積となるが、もともと平らではない凹凸のある土地を整地（ならし）する場合、その面積はどのように計上するのか。	不整地については一概に言えない部分も多く、明確な基準がないため、図面等により判断する必要がありますので、個別に相談してください。
<b>4 定期報告・各種検査</b>			
4-2	説明資料 P.66	中間検査の項目にある「排水施設等」の「等」には何が含まれるのか。	工事が完了すると土に埋もれて目視で確認できなくなる施設（排水施設、擁壁など）を設置する場合に適用されますが、青森県では排水施設（暗渠排水工）のみとなります。
<b>8 区域指定前後の開発許可申請手続き</b>			
—	—	4月1日以降に開発許可を得る場合、盛土規制法の「みなし許可」扱いとなるが、開発許可の申請に加えて、具体的にどのような手続き（例：説明会の実施など）が追加で必要になるのか。	「みなし許可」になった場合に、開発許可審査にどの程度盛土規制法の観点が追加されるかについて、詳細は改訂版の「開発許可の手引き」で一覧として示す予定です。 具体的には擁壁の設置や排水施設の基準などの技術的基準が盛土規制法の基準で審査されるほか、設計者の資格・施工者・工事主の信用・能力が、1ヘクタール未満でも求められることもあります。 これにより、場合によっては手続きが煩雑になる可能性があります。
—	—	開発許可の権限が市町村に委譲されている場合、「みなし許可」に関する事前相談の相手は、市町村なのか、それとも県庁なのか。	まずは権限を持つ市町村に相談してください。 市町村で判断に迷う点があれば、市町村から県に対して疑義照会が行われる流れになっています。

## 盛土規制法の運用に係る説明会 質問と回答（三八地区）

No	資料該当頁	質問	回答
<b>2 許可・届出を要する工事</b>			
2-9	説明資料 P.28	法定外公共物は基本的に規制対象であり、改良時には届出等が必要という認識で良いか。	基本的にはご認識のとおりですが、ケースが多様なため、事前相談フォームにて、相談してください。
2-9	説明資料 P.28	廃校になった学校の敷地は、公共施設としての許可不要の対象外になるのか。	「国又は地方公共団体が管理する学校」から外れるのであれば、許可不要工事の対象とはなりません。現在の用途や管理者により判断する必要がありますので、個別に相談してください。
<b>3 許可申請・届出の手続き</b>			
3-2	説明資料 P.44	工事区域が国有林の場合、土地所有者の同意は指定様式ではなく、貸付許可証などの証明書類で代替可能か。	指定様式に「別紙のとおり」といった記載をしていただき、証明書類を添付していただければ対応可能です。
<b>8 区域指定前後の開発許可申請手続き</b>			
—	—	4月以降、町が開発許可申請を受理した場合、盛土規制に関わる案件として県への報告は必要か。 町で判断に迷う場合、ホームページの相談フォームから申請すべきか、電話で直接相談してよいか。	盛土を伴う開発許可の詳細手順は、今後市町村へ別途通知・説明予定です。 許可済みの案件は情報蓄積のため、最終的に県に報告をお願いすることになると思います。 都市計画法上の開発許可の審査方法に関する疑問は、建築住宅課へ直接相談してください。

## 盛土規制法の運用に係る説明会 質問と回答（下北地区）

No	資料該当頁	質問	回答
<b>1 盛土規制法の概要</b>			
1-2	説明資料 P.6	公共工事で残土を置いた場合、危険時の改善命令は土地所有者に出るのか	施工中は施工者に責任が発生しますが、施工完了後は置いた残土の維持管理者や原因行為者によって総合的に判断しますので、必ずしも土地所有者に改善命令等が出るとは限りません。
<b>2 許可・届出をする工事</b>			
2-9	説明資料 P.28	河川影響範囲内の民地で発生する切土・盛土の扱いは個別相談か	個別相談をお願いします。図面を確認し、部分的な該当可否を含めて判断します。
2-9	説明資料 P.34	窪地の水平化・整地が規制対象となるか	説明資料 P.34に記載されているとおりの施工であれば規制対象外です。
<b>3 許可申請・届出の手続き</b>			
3-2	説明資料 P.44	土地所有者同意の取得と、盛土許可が出た際の土地所有者への提出義務の有無	手引きに様式があり、所有者等の承諾印と印鑑証明書の添付が必要です。 許可が出たことを申請者が土地所有者へ通知する義務はありません。 土地所有者から閲覧要求がある場合は申請者の判断で対応してください。

## 盛土規制法の運用に係る説明会 質問と回答（西北地区）

No	資料該当頁	質問	回答
<b>2 許可・届出をする工事</b>			
2-9	説明資料 P.28	土地改良法に基づく土地改良事業にて、発生した土砂を現場外へ搬出する場合や土を購入し搬入した場合の申請者は誰か。	発生した土砂を現場外へ搬出する場合は、搬出先が残土処分場であれば処分場運営者が行い、それ以外であれば基本的に事業者側で行うことになると思います。 土を購入し、現場へ搬入する場合は、販売元での土の切土行為については販売元側で行い、搬入先での盛土等については事業者側で行うことになると思います。 その他、詳細については個別相談にてお願いします。

※記載の資料該当頁は、現在公開している「説明会資料」、「許可申請の手引き(案)」の最新版に対応したものになります。